

北海道告示第11607号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年11月19日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その20)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助事業者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業</p> <p>病院等において、新人看護職員、新人保健師及び新人助産師が基本的な臨床実践能力を修得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。）の開設者</p>	<p>1 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修に参加した新人看護職員の代替職員経費に限る。）並びに教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p> <p>2 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合は除く。） 保福第342号様式 保福第343号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第342号様式 保福第343号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>2 看護職員専門分野研修事業</p> <p>特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進するための研修事業に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>認定看護師教育機関として当該年度に道内で教育課程を開講している者</p>	<p>看護職員専門分野研修の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 賃金、報償費、旅費、需用費、（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>2 委託料（上記1に該当するものに限る。）</p>	<p>定額 1人あたり 95千円</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の4号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の4号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>3 特定行為研修受講支援事業</p> <p>特定行為研修を受講する看護師が所属している施設に対して、研修受講に係る費用若しくは受講期間中の代替職員に係る費用を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>所属する看護師を特定行為研修の別に定める区分に派遣する施設の設置者</p>	<p>1 施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣するために要する負担金（入学科、受講料）</p> <p>2 施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣している間、代替職員を雇用するために要する代替職員給与費、委託料（代替職員給与費分）</p>	<p>2分の1以内</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		

			入金の控除等を行う。					
<p>4 多様な勤務形態導入支援事業</p> <p>看護職員が出産や育児・介護のほかキャリアアップや自己啓発など個々のライフステージに対応し働き続けることが可能となるような多様な勤務形態の整備を促進し、医療機関において看護職員の離職防止・復職支援を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院の設置者</p>	<p>多様な勤務形態導入支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、委託費</p>	<p>2分の1</p> <p>寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第346号様式 保福第347号様式 保福第348号様式 保福第349号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第346号様式 保福第347号様式 保福第348号様式 保福第349号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>5 看護師勤務環境改善施設整備費補助金</p> <p>医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備をすることにより、看護職員の離職防止を図ることを目的として、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出した診療所の開設者で、次に掲げる者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。）。</p> <p>(1) 社会福祉法人 (2) 健康保険組合及びその連合会 (3) 国民健康保険組合及びその連合会 (4) 学校法人及び準学校法人</p>	<p>看護職員が働きやすく離職防止につながるナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。</p> <p>(1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4) 既存建物の買収に要する費用 (5) その他の整備費として適当と認められない費用</p>	<p>3分の1</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第450号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第450号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		

	(5) 社団法人及び財団法人 (6) 医療法人 (7) その他知事が適当と認める者								
6 看護職員養成施設運営支援事業  看護師等養成所の教育内容の強化及び充実を図るため、その運営費について、予算の範囲内で補助する	日本赤十字社、社会福祉法人、北海道厚生農業協同組合連合会、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人、国立病院機構（医療法人、一般社団法人及び一般財団法人について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限る。）	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の運営に必要な次に掲げる経費  1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費 需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料（上記教員経費のうち(1)から(4)までに該当するものとする。） 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料（上記専任事務職員給与費とする。） 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費（消耗機材に要する経費） (3) 委託料（上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。） 4 実習施設謝金 (1) 報償費（実習施設謝金） (2) 委託料（上記報償費とする。） 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1) 実習体制支援経費（賃金、需用費（燃料費、消耗品費、修繕費）、役務費（保険料、手数料）、備品購入費（単価30万円未満の備品に限る。）、使用料及び賃借料） (2) 看護職員養成確保促進経費（旅費、需用費（印刷製本費、食糧費（会議費））、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料） (3) 委託料（上記へき地等の地域におけ	10分の10以内  寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務業務課			

		<p>る養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>6 新任看護教員研修事業実施経費 参加経費負担金(参加負担分)、代替教員雇上経費</p> <p>7 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 参加経費負担金(参加負担分)、代替教員雇上経費</p> <p>8 実習指導者講習会参加経費 負担金(参加負担分)、旅費(負担分)</p>						
<p>7 外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金</p> <p>経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>市町村、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者のうち、経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者及び当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し看護師となった者(当該試験合格後1年以内の者に限る。)の受入施設として、国際厚生事業団(JICWELS)の審査・選考に合格し、受入希望施設として登録された施設の設置者</p>	<p>外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(雑役務費、通信運搬費)、備品購入費</p>	<p>10分の10</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村の場合を除く。) 保福第339号様式 保福第340号様式 保福第341号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第339号様式 保福第340号様式 保福第341号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>8 地域連携クリティカルパス広域活用システム整備事業</p> <p>道民が脳卒中等4疾病の発症から在宅療養までの切れ目のない医療サービスを受けることができるよう地域連携クリティカルパスの広域活用システムを整備し、医療連携体</p>	<p>特定非営利活動法人北海道医療連携ネットワーク協議会</p>	<p>地域連携クリティカルパス(広域連携型パス)の開発、広域活用システムの設計、保守・管理、運営協議会及び研修会等の開催、その他、運用管理に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 委託費 2 備品購入費 3 報償費</p>	<p>10分の10以内</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		

制を構築することを目的として実施する事業に対して、予算の範囲内で補助する。		4 旅費 5 役員費 6 使用料及び賃借料 7 需用費（食糧費を除く。） 8 賃金 9 共済費 10 その他、知事が必要と認めたもの	入金の控除等を行う。					
---------------------------------------	--	--	------------	--	--	--	--	--